
松戸市公式ホームページ バナー広告取扱業務 仕様書

令和6年8月
松戸市 総合政策部 広報広聴課

1 概要

1-1 業務名称

松戸市公式ホームページバナー広告取扱業務

1-2 貸付対象

以下の2つのページの広告枠 合計28枠

- ・松戸市公式ホームページのトップページ下部のバナー広告枠 18枠（縦3枠×横6枠）
【URL】<http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html>
【月間アクセス件数】約76,767件（令和5年8月～令和6年7月の平均）
- ・松戸市公式図書館ホームページのトップページ下部のバナー広告枠 10枠（縦2枠×横5枠）
【URL】<http://www.city.matsudo.chiba.jp/library/index.html>
【月間アクセス件数】約66,025件（令和5年8月～令和6年7月の平均）

1-3 貸付内容

①広告の種類

バナー広告

②条件

「松戸市広告掲載要綱」及び「松戸市バナー広告掲載取扱要領」に従うこと。なお、掲載しようとする場合は、事前に本市の審査を受けなければ掲載できない。

1-4 貸付期間

令和6年12月1日～令和9年11月30日（3年間）

2 担当部局

2-1 名称

松戸市 総合政策部 広報広聴課

2-2 所在地

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5 松戸市役所 新館 5階

2-3 連絡先

TEL：047-366-7320

FAX：047-362-6162

E-mail：mckouhou@city.matsudo.chiba.jp

3 バナー広告の規格等

3-1 バナー画像の規格

- ①大きさ：縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- ②形式：GIF 形式又は JPEG 形式
- ③容量：20 キロバイト以内
- ④コントラスト：文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとする
- ⑤解像度：文字・イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする
- ⑥背景：背景に模様・写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいものとする
- ⑦アクセシビリティ：日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の等級「AA」に準拠した静止画とすること

3-2 掲載できないバナー画像

次に掲げる画像は用いることができない。

- ①アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの
- ②反転表示又は画面の切り替えがあるもの
- ③テキストボックスが表示されているもの
- ④プルダウンメニューが表示されているもの
- ⑤「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- ⑥各トップページと類似の色調又は字体を使用するもの
- ⑦インターネットアンケート・教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれがあるもの
- ⑧その他市長が不適当と認めるもの

3-3 その他

ホームページ作成管理システムの変更に伴い、バナー広告枠の位置及びバナー画像の規格に変更等が必要となった場合には、その変更等にかかる一切の費用は広告代理店の負担とする。

4 貸付料の納付

- ①賃借料は、下表のとおり年度ごとの指定の期限までに、本市が発行する納付書により納付すること。バナー広告枠の全てが埋まらない場合も同様とする。

年度	納付期限（予定）	期間
令和6年度	令和6年12月13日(金)	令和6年12月～令和7年3月（4ヶ月分）
令和7年度	令和7年4月15日(火)	令和7年4月～令和8年3月（12ヶ月分）
令和8年度	令和8年4月15日(水)	令和8年4月～令和9年3月（12ヶ月分）
令和9年度	令和9年4月15日(木)	令和9年4月～令和9年11月（8ヶ月分）

5 留意事項

5-1 業務の再委託の禁止

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁じる。

5-2 協議

本業務の履行に当たって疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、誠意をもって市と協議し、解決を図ること。

5-3 個人情報の保護

本業務の履行に当たっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適正に保護すること。

5-4 入札後のスケジュール

バナー広告（案）の提出	令和6年11月19日（火）まで
バナー広告掲載開始	令和6年12月1日（日）9時

※入札後のスケジュールは現時点での予定であり、変更となる場合がある。